

犬山市水道事業 経営戦略

団 体 名	:	愛知県犬山市
事 業 名	:	犬山市水道事業
策 定 日	:	令和3年3月
計 画 期 間	:	令和2(2020)年度～令和11(2029)年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①給水

供用開始年月日	昭和7年11月26日	計画給水人口	79,300人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用(全部)	現在給水人口	73,481人
		有収水量密度	1.2千m ³ /ha

(令和元年度末現在)

②施設

水 源	県水からの受水、表流水、地下水		
施 設 数	浄水場設置数	5	管路延長 474.7千m
	配水池設置数	13	
施設能力	36,200 m ³ /日	施 設 利用率	78.2%

(令和元年度末現在)

③料金

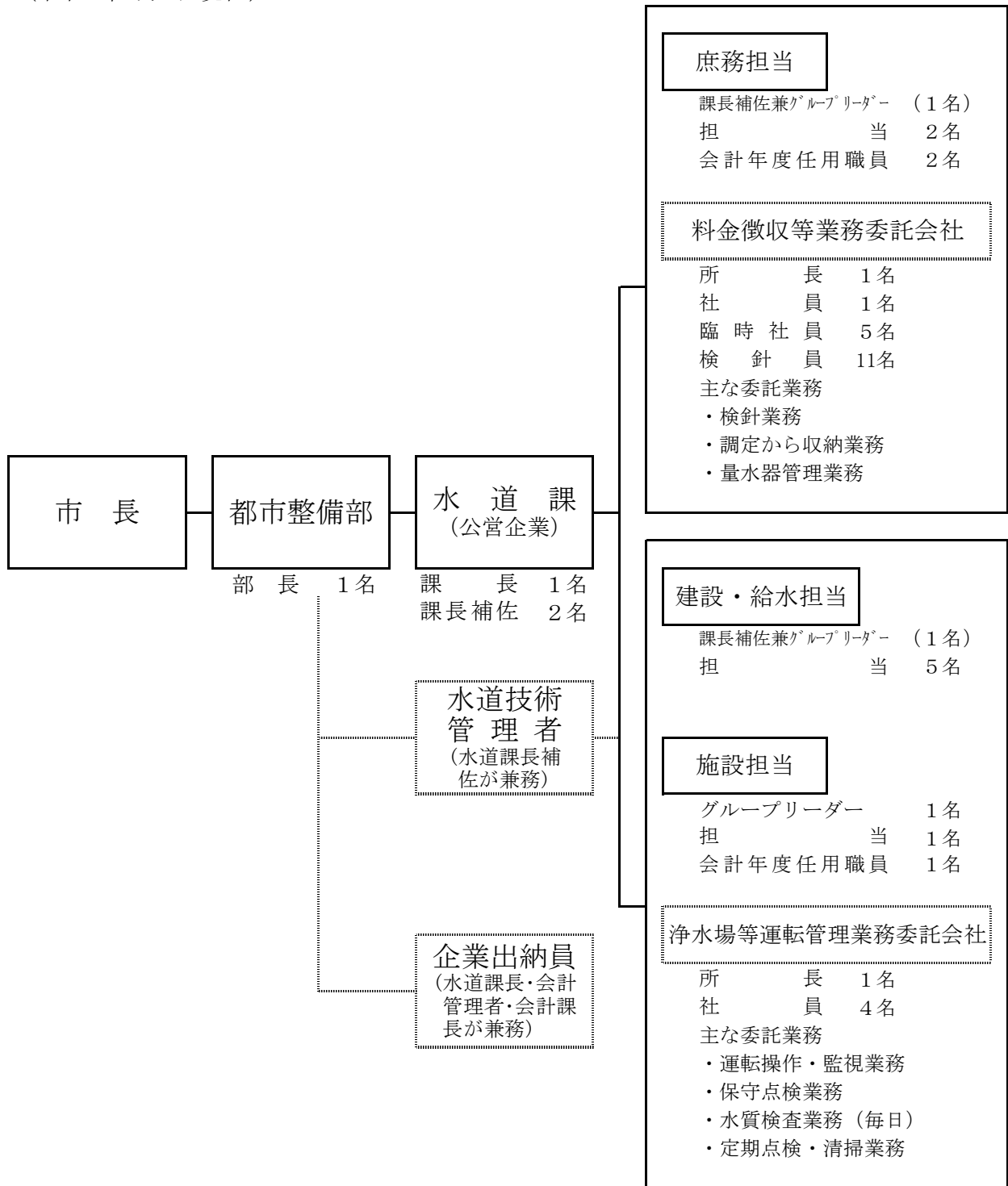
<p>料金体系の概要・考え方</p>	<p>用途別料金を採用し、用途は家事用、業務用及び湯屋営業用の3つに分け、それぞれ基本料金と超過料金を設定し、超過料金については逡増制を採用しています。現行の料金表を下記に示します。</p> <p>料金体系の基本的な考え方としては、市民の生活に必要な不可欠な家事用水道料金を業務用、湯屋営業用の料金より安く設定し、市民の健康的な生活を支えることを前提としています。</p> <p>なお、前回改定内容は、基本料金に含まれる基本水量の見直しのみを実施していますが、その際の試算において資産維持費を含む総括原価の配賦を行い現行料金水準の妥当性を確認しています。</p>	
<p>料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)</p>	<p>平成19年4月1日</p>	

※料金表（1使用月につき、税抜き）

用途区分	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（1 m ³ 当たり）
家事用	5 m ³ まで	455円	5 m ³ を超え10 m ³ まで	36円
			10 m ³ を超え20 m ³ まで	71円
			20 m ³ を超え30 m ³ まで	121円
			30 m ³ を超える	141円
業務用	5 m ³ まで	575円	5 m ³ を超え10 m ³ まで	61円
			10 m ³ を超え20 m ³ まで	131円
			20 m ³ を超え30 m ³ まで	166円
			30 m ³ を超える	191円
湯屋営業用	100 m ³ まで	2,840円	100 m ³ を超える	76円

④組織

犬山市水道事業機構図
(令和2年4月1日現在)



(2) これまでの主な経営健全化の取組

【民間活用】

料金徴収・検針・メーター管理等の営業関連業務について、平成15年度から業務委託を開始し、現在は5年間の複数年契約により、安定した業務を継続しています。検針業務の民間委託に伴い、検針員の雇用も民間業者が行うこととなりました。

浄水場等水道施設の運転管理業務について、平成12年度より業務委託を開始し、現在は5年間の複数年契約により、安定した業務を継続しています。

【業務の効率化】

水道料金システムや水道施設常時監視システム等の導入により、業務の効率化を図っています。

【組織の見直し】

平成28年度より、水道部と都市整備部を統合し、水道部を廃止しました。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表：別紙のとおり

総務省より公表されている経営比較分析表より、犬山市水道事業の経営状況について、①経営の健全性・効率性、②施設の老朽化という観点から別紙のとおり現状分析を行いました。表内の類似団体平均値は、現在給水人口規模が5万人以上10万人未満の団体平均を示しています。

経営比較分析表（平成30年度決算）

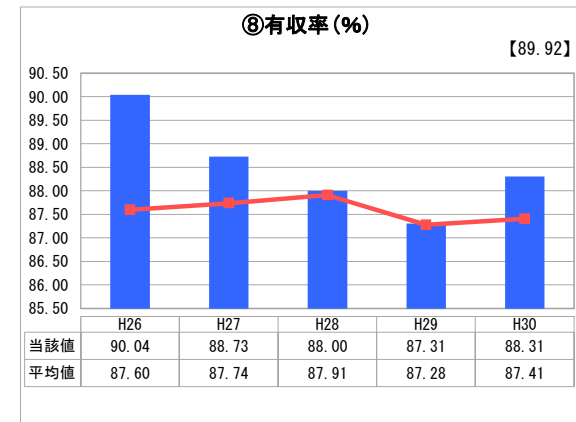
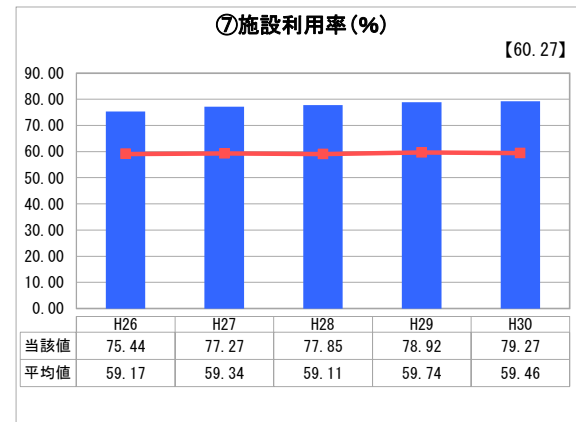
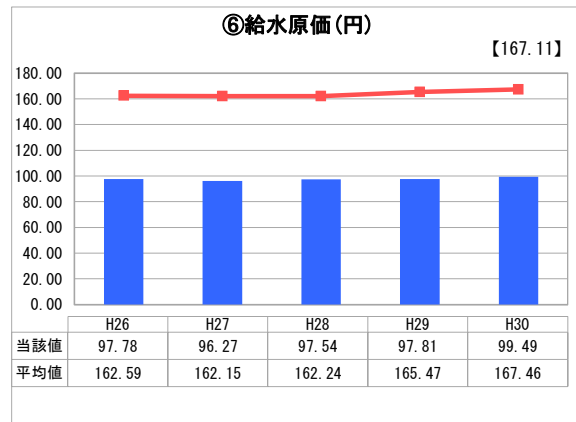
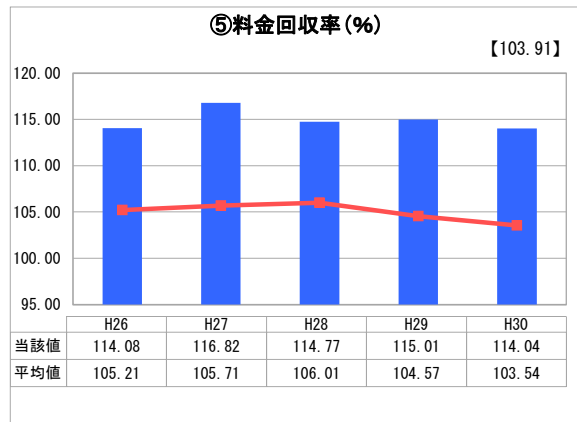
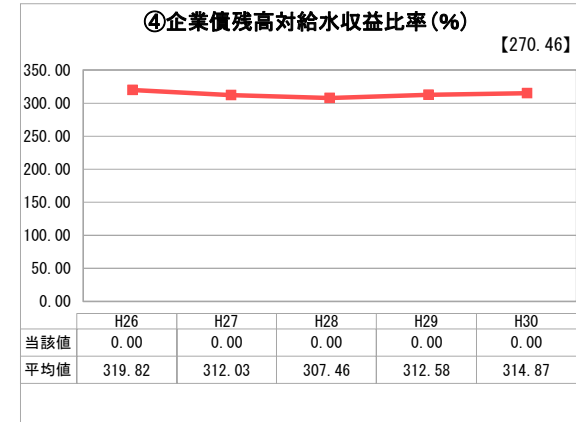
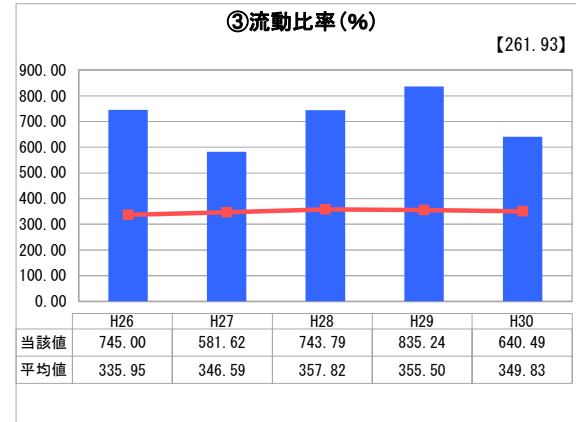
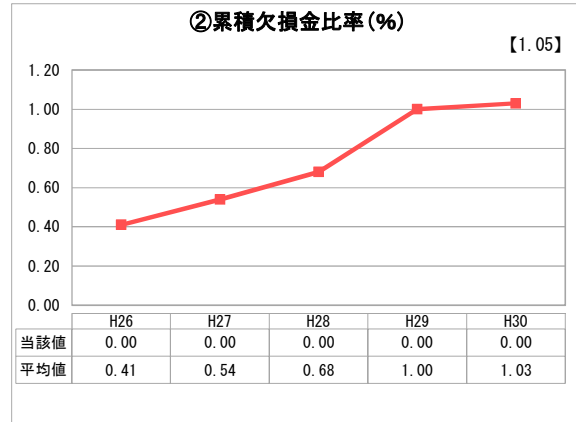
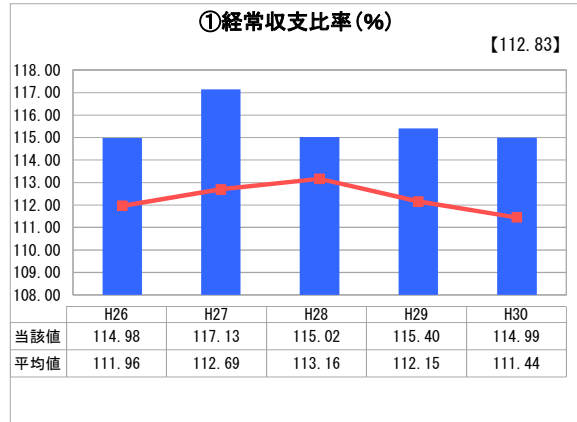
愛知県 犬山市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	97.05	99.74	1,452	

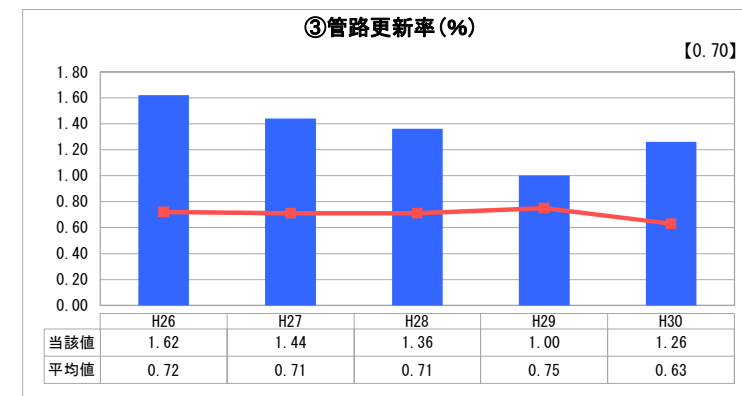
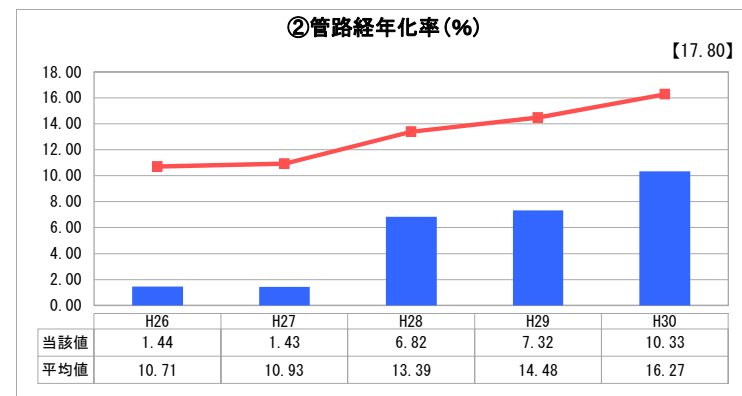
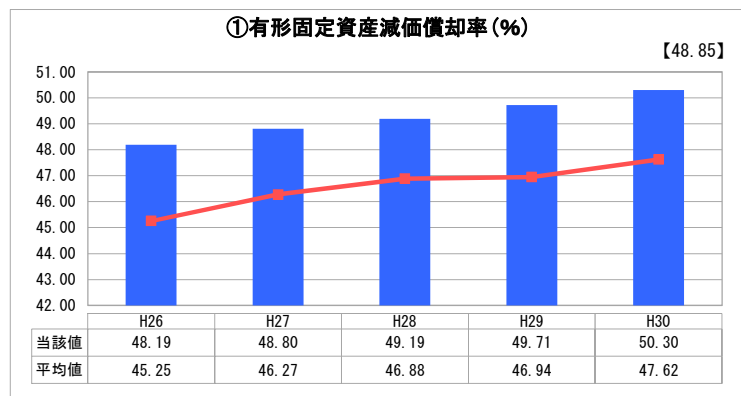
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
74,175	74.90	990.32
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
73,817	74.90	985.54

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 大口需要者の水道使用量の増加等により収益が増加となった一方で、人件費、浄水施設等の運転に係る動力費、浄水施設の機械装置の修繕費や配水・給水管の修繕費や県水からの受水費の増加により費用が増加したため、経常収支比率は前年比で横ばいとなっているが、収支は継続して黒字を計上し、欠損金・借入金ともない。平成31年3月末時点での未払金の前年比増等により流動負債が前年比増となった為、③流動比率は大幅に減少したが、平均に比して高水準にある。

⑦ 施設利用率は平均に比して高水準にあり、保有する施設を効率的に使用できている。

⑧ 有収率は微増となったが、漏水調査を行ったにもかかわらず、未だ発見できていない漏水箇所が多数存在している。今後も経営の健全性を維持し水道の安定供給を続けるために、漏水調査や修繕工事に重点的に投資して、施設の長寿命化を図っていくとともに、企業債を活用した更新投資の推進を検討していくことが大切である。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率については、水道管路の新規布設等の増加により償却資産が増加した一方で未だ更新できていない管路があることにより、構築物の減価償却累計額が増加したため、減価償却率全体としては、上昇している。

また、②管路経年率についても、昭和50年代の開発に伴い集中的に布設した管路が平成28年度に法定耐用年数を迎えて上昇しており、その後平成30年度においても増加となっている。

一方、更新した導水管及び配水管が前年より増加したことにより③管路更新率は微増となった。今後も平成30年度同様に投資を積極的に行い、従来の投資水準に上積みして、経年率の上昇を抑える必要がある。管路の実耐用年数を法定耐用年数の1.5倍の60年に設定し更新しているため、今後も減価償却率は上昇が見込まれるが、60年周期での更新を着実に進めるよう管路更新率の維持・向上に努めていく。

全体総括

現状は、保有する固定資産を効率的に利用して経営できている一方、施設の老朽化が進んだ場合の影響が大きい経営状況となっている。

今後も、積極的な水準の更新投資を維持して、施設の老朽化を抑制することが重要と考えられる。

経営戦略については、投資財政計画が作成済みであり、令和2年度に策定を予定している。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

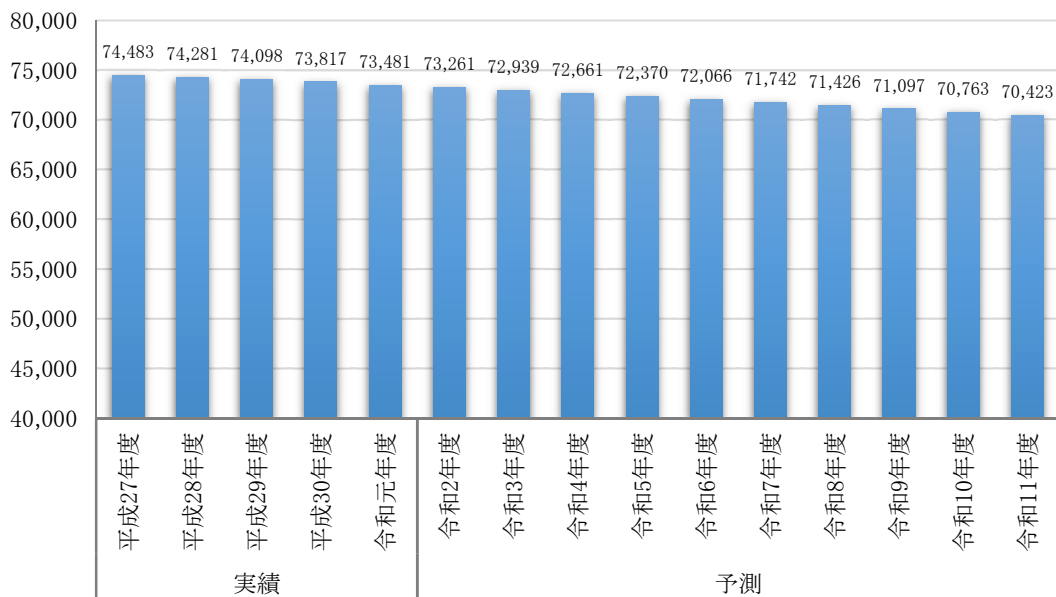
	年度	行政区域人口	人口ビジョン前年度比	給水人口(人)
実績	平成27年度	74,709		74,483
	平成28年度	74,509		74,281
	平成29年度	74,326		74,098
	平成30年度	74,007		73,817
	令和元年度	73,665		73,481
予測	令和2年度	73,481	99.75%	73,261
	令和3年度	73,158	99.56%	72,939
	令和4年度	72,880	99.62%	72,661
	令和5年度	72,588	99.60%	72,370
	令和6年度	72,283	99.58%	72,066
	令和7年度	71,958	99.55%	71,742
	令和8年度	71,641	99.56%	71,426
	令和9年度	71,311	99.54%	71,097
	令和10年度	70,976	99.53%	70,763
	令和11年度	70,635	99.52%	70,423

給水人口の予測にあたり、時系列傾向分析により過去実績を用いて試算結果の整合を検討した年平均増減数・年平均増減率・逆修正指数曲線・逆ロジスティック曲線・べき曲線の各方式は、相関性が低く推計が実績を上回る傾向にあり採用を見送りました。犬山市では平成26年度に人口ビジョンを策定し、後述する管路（水道管）更新時の適正口径を決定した際の給水量推計でもこれを採用しています。時系列傾向分析よりも低位であり過去の実績値とも概ね整合することから、本経営戦略においても人口ビジョンの人口推計値を時点修正のうえ採用することとします。

具体的には、犬山市水道事業の給水対象区域が市全域であり、普及率（実績99.7%）に今後特に変更の見込みもないことから、行政区域人口実績に犬山市人口ビジョンの人口推計値における各年変動率を乗じて行政区域人口を算出し、これに99.7%を乗じて給水人口を算出します。

その結果、給水人口は減少傾向にあり、目標年度（令和11年度）には、70,423人となり、令和元年度実績と比較すると、3,058人（4.2%）の減少を見込んでいます。長期予測では、令和41（2059）年度に61,274人となる見込みです。

(人)



(2) 水需要の予測

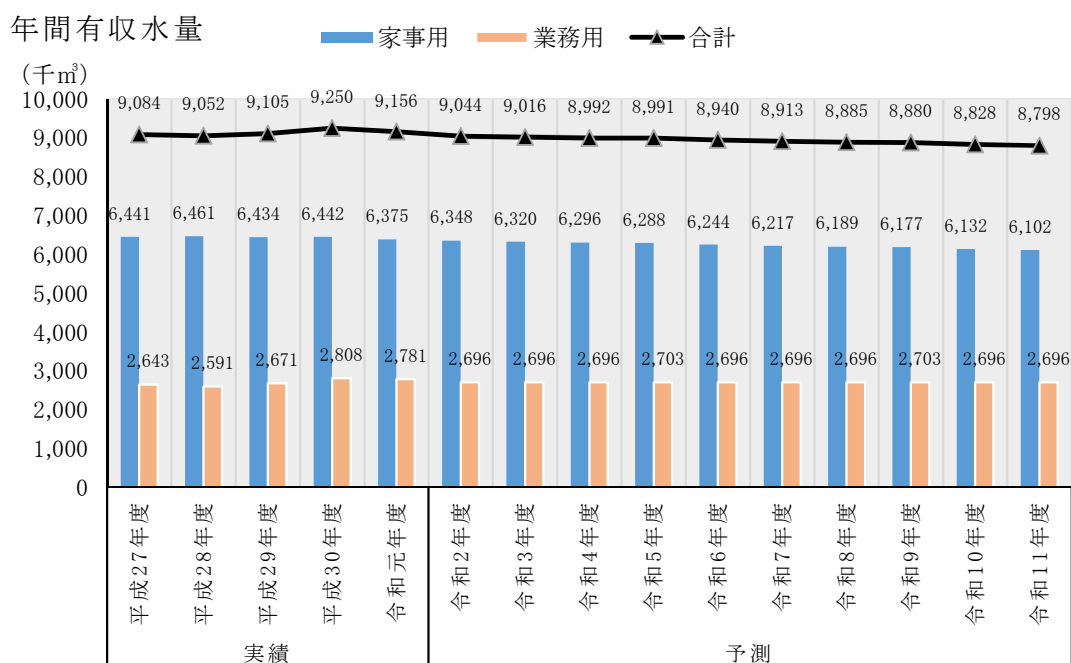
(単位：千 m^3)				
	年度	家事用	業務用	合計
実績	平成27年度	6,441	2,643	9,084
	平成28年度	6,461	2,591	9,052
	平成29年度	6,434	2,671	9,105
	平成30年度	6,442	2,808	9,250
	令和元年度	6,375	2,781	9,156
予測	令和2年度	6,348	2,696	9,044
	令和3年度	6,320	2,696	9,016
	令和4年度	6,296	2,696	8,992
	令和5年度	6,288	2,703	8,991
	令和6年度	6,244	2,696	8,940
	令和7年度	6,217	2,696	8,913
	令和8年度	6,189	2,696	8,885
	令和9年度	6,177	2,703	8,880
	令和10年度	6,132	2,696	8,828
	令和11年度	6,102	2,696	8,798

【実績】
 令和元(2019)年度の有収水量は、平成27(2015)年度と比較すると72千 m^3 (約0.8%)の増加となっています。この要因は、大口需要者の使用量増加により業務用の使用水量が増加したものです。一方で、給水人口の減少により家事用の使用水量は減少しています。

【予測】
 令和2(2020)年度以降の水需要予測については、家事用と業務用のそれぞれの1日平均使用水量の推計値から有収水量を算出しています。1日平均使用水量は、以下を根拠としました。

- 家事用 … 給水人口の見込み × 生活用原単位(1人1日見込使用水量)
- 業務用 … 過去5年の実績使用水量をもとに、1日平均使用水量を7,386 m^3 と想定節水器具の普及が進み、家事用の1人1日使用水量実績は横ばいのため、今後も同様に一定値(5年実績平均)を用います。そのため使用水量は一貫して給水人口の減少と比例して推移します。一方業務用については実績から今後の変動幅を予測すると、実績値は増加傾向ですが長期予測ではほぼ横ばいとなります。現時点で推計に大きく影響を及ぼす大口需要者の企業立地・廃業等を反映するものはないため、一定値(5年実績平均)を用いて算定します。

家事用・業務用を合わせた令和11(2029)年度の有収水量は8,798千 m^3 となり、令和元年度実績と比較すると358千 m^3 (約3.9%)の減少を見込んでいます。長期予測では令和41(2059)年度の有収水量を8,054千 m^3 と見込みます。



(3) 料金収入の見通し

(単位：百万円)				
	年度	家事用	業務用	合計
実績	平成27年度	539	483	1,022
	平成28年度	539	474	1,013
	平成29年度	536	489	1,025
	平成30年度	535	514	1,049
	令和元年度	528	511	1,039
予測	令和2年度	529	494	1,023
	令和3年度	526	494	1,020
	令和4年度	524	494	1,018
	令和5年度	524	495	1,019
	令和6年度	520	494	1,014
	令和7年度	518	494	1,012
	令和8年度	515	494	1,009
	令和9年度	514	495	1,009
	令和10年度	511	494	1,005
	令和11年度	508	494	1,002

※過去5年平均供給単価 家事用 83.26円
業務用 183.09円

水道料金収入の予測にあたっては「有収水量×供給単価」により算出し、家事用と業務用のそれぞれの有収水量（水需要の予測）にそれぞれの供給単価を乗じて合計しています。

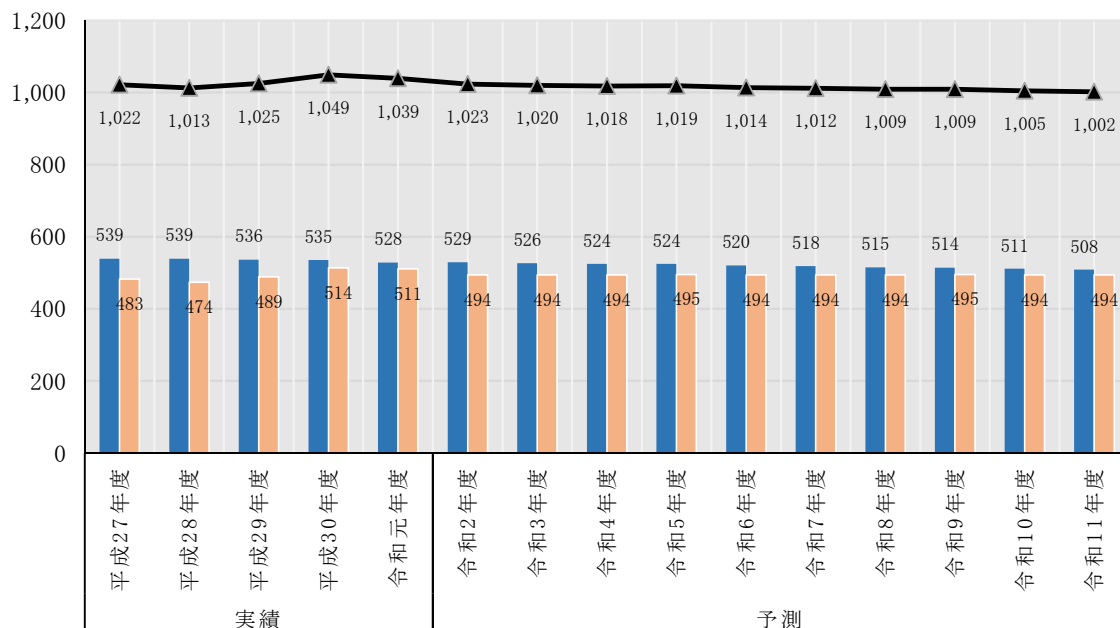
供給単価の実績は、家事用の減少傾向に対して業務用は増加傾向で、相互の影響を打ち消し合う状況にあり、家事用と業務用を合わせた収入はやや増加傾向にあります。家事用と業務用の最も安い供給単価を同時に用いた場合と、同じく最も高い供給単価を同時に用いた場合の長期予測では、令和41(2059)年度の水道料金（税抜）はそれぞれ937百万円と944百万円となりますが、実績の傾向から見るといずれも現実的でないため、供給単価は中間の見込値となる過去5年平均値を採用します。

令和11(2029)年度の水道料金は1,002百万円となり、令和元(2019)年度実績1,039百万円と比較すると37百万円（約3.6%）の減少を見込んでいます。長期予測では令和41年度に941百万円となる見込みです。

(百万円、税抜)

給水収益予測

■ 家事用 ■ 業務用 ▲ 合計



(4) 組織の見直し

これまでに各種業務の見直し、浄水場運転管理や水道お客様センター運営・料金徴収の業務委託、水道部と都市整備部の統合等により、職員の削減を実施してきました。また、市長部局等との人事交流により退職者の補充を含め、必要な人員を確保しており、今後も災害・事故等の非常時の対応を考慮した適正な職員の配置を行います。あわせて、職員が交代してもノウハウが継承されるよう研修機会の確保を図ります。

職員数	平成27年度	令和元年度	令和6年度	令和11年度
技術系	7	6	6	6
事務系	6	6	6	6
計	13	12	12	12

3. 経営の基本方針

犬山市水道事業では、次の4つを柱とした施策を推進します。

①安全でおいしい水の供給

水道水を安全に供給するため、前年度の水質検査結果に基づき毎年度水質検査計画を定め、計画に従い検査を適切に実施して、水質基準に適合した安全でおいしい水の供給に努めます。

②安定した事業構築（施設の継続的更新）

将来にわたり安定した給水を行うため、水道管をはじめとした水道施設の更新投資を、毎年継続して実施していきます。

③安定した事業構築（災害対策の強化）

平常時だけでなく、地震等の災害時においても安定した給水が行えるよう、浄水場の水系間バックアップ機能強化や管路（水道管）の耐震化等、災害対策機能強化に努めます。

④環境に配慮した水道事業経営

健全な水循環系を保全するために、有効率の向上に努めるとともに、水道事業を運営する上で発生する環境負荷を低減するため、設備更新時の省エネルギー型機器の採用等、エネルギーの消費抑制に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路更新率 1.26%(R1)→1.66%(R11) (法定耐用年数の1.5倍である60年周期の更新を目標とします) ・ 施設利用率 78.17%(R1)→75%(R11) (他団体平均を上回っており、基本料金を低く抑えるため施設を効率的に運用して高い割合を維持することを目標とします) ・ 令和41(2059)年度までの40年間の長期見通しでは約187億1700万円の更新需要を、うち今後10年間では約43億2600万円の更新需要を見込み、同額以上の投資を行って老朽化の進行を防ぐことを目標とします。 ・ 水道事業の固定資産の大半を占める管路（水道管）のうち、口径150ミリ以上の管路については、10年間で優先施工箇所を定めて実施します。布設替にあたっては既存の管の口径にとらわれず、将来推計に基づき配水量を配水管網に対して配分し、区間ごとに口径を適正化して実施します。その他の管を含む管路全体について、固定資産台帳をもとに建設工事デフレータを用い物価変動を加味した更新需要を算定し、金額ベースで毎年度の更新需要を下回らない投資額を確保します。 ・ その他浄水場等の施設については、現在の施設を長寿命化を図りつつ使用を続ける計画で、アセットマネジメントにより既存設備の修繕と更新を設備単位でサイクルを定めて順次実施し、投資を平準化します。収益的支出では機械の全面オーバーホール等の修繕を行い、資本的支出ではそれ以外の10年間の更新工事予定額を定めます。楽田浄水場等で施設の一部を新設して置き換える大規模な更新については需要額が大きく、実施年次が管路の更新計画のピーク年次と重ならないよう調整し、10年間を通じて投資が概ね平準化されるように図ります。
----	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 口径150ミリ以上の管路の更新については、浄水場への県水補給管路強化等の災害時バックアップ機能を最優先に、あいち地震対策アクションプランに定める救急指定病院等重要給水施設管路の耐震化工事を令和10年度を目標に進め、その他の管路についても市内の管路全体を概ね60年周期で更新することを目標に、毎年継続して更新工事を行います。 ・ 第二加圧所で耐震化工事を行うほか、楽田浄水場等において、機械装置の大規模改修を行います。 ・ 収益的支出については、現在浄水場等運転管理や水道お客様センター運営・料金徴収を包括的に民間委託している取り組みを継続し、引き続き経費の削減に努めます。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金回収率 114.21%(R1)→103%(R11) (他団体平均を上回っており、今後減少が見込まれますが現在の他団体平均程度の率を確保することを目標とします) ・ 企業債残高対給水収益比率 0%(R1)→0%(R11) (現在借入れはなく、これを維持することを目標とします) ・ 料金収入は過去5年は微増傾向でしたが、給水人口の減少に伴い今後は減少傾向となり、令和11(2029)年度には元年度比3700万円の減を、長期予測では令和41(2059)年度に9800万円の減を見込んでいます。 ・ 10年間の収支計画としては、能率的な経営を持続し現行の料金体系を維持しつつ、毎年の料金収入及び損益勘定留保資金（内部留保）の取崩しにより財源を賄い、企業債の起債その他の借入れは行いません。また、現在約1億1千万円保有する建設改良積立金の取崩しも行いません。
----	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後10年で予定している工事は補助対象外のため国庫補助等の予定はありません。 ・ 一般会計からの繰入れは、現行繰出し基準に基づき行っている消火栓設置工事負担金及び児童手当のみを継続して見込みます。 ・ 過去5年間平均に比べ年間約6千万円、10年で約6億円の投資上乘せを予定しており、損益勘定留保資金は約3億4千万円減少する見込みです。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	2018 (H30) 決算	2019 (R1) 決算	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,082,937	1,068,579	1,054,140	1,051,830	1,049,824	1,050,510	1,045,509	1,043,199	1,040,920	1,041,277	1,036,118	1,033,657
	(1) 料 金 収 入		1,049,573	1,038,850	1,022,132	1,019,822	1,017,816	1,018,502	1,013,501	1,011,191	1,008,912	1,009,269	1,004,110	1,001,649
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		806	948	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	(3) そ の 他		32,558	28,781	30,688	30,688	30,688	30,688	30,688	30,688	30,688	30,688	30,688	30,688
	2. 営 業 外 収 益		163,033	160,671	152,241	150,320	146,517	145,298	144,942	142,837	142,579	142,012	141,022	141,362
	(1) 補 助 金		480	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	他 会 計 補 助 金		480	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		162,397	159,603	151,405	149,484	145,681	144,462	144,106	142,001	141,743	141,176	140,186	140,526
	(3) そ の 他		156	568	336	336	336	336	336	336	336	336	336	336
	収 入 計 (C)		1,245,970	1,229,250	1,206,381	1,202,150	1,196,341	1,195,808	1,190,451	1,186,036	1,183,499	1,183,289	1,177,140	1,175,019
	1. 営 業 費 用		1,083,422	1,070,133	1,071,367	1,075,439	1,076,693	1,081,985	1,090,225	1,096,217	1,101,315	1,109,597	1,117,340	1,123,490
	(1) 職 員 給 与 費		72,143	64,753	64,753	64,753	64,753	64,753	64,753	64,753	64,753	64,753	64,753	64,753
基 本 給		31,725	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	30,130	
退 職 給 付 費		8,376	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	
そ の 他		32,042	28,950	28,950	28,950	28,950	28,950	28,950	28,950	28,950	28,950	28,950	28,950	
(2) 経 費		689,191	682,824	672,316	672,316	672,316	672,316	672,316	672,316	672,316	672,316	672,316	672,316	
動 力 費		51,661	49,868	50,645	50,645	50,645	50,645	50,645	50,645	50,645	50,645	50,645	50,645	
修 繕 費		40,447	36,344	32,246	32,246	32,246	32,246	32,246	32,246	32,246	32,246	32,246	32,246	
材 料 費		217	404	302	302	302	302	302	302	302	302	302	302	
そ の 他		596,866	596,208	589,123	589,123	589,123	589,123	589,123	589,123	589,123	589,123	589,123	589,123	
(3) 減 価 償 却 費		322,088	322,556	334,298	338,370	339,624	344,916	353,156	359,148	364,246	372,528	380,271	386,421	
2. 営 業 外 費 用		103	104	296	296	296	296	296	296	296	296	296	296	
(1) 支 払 利 息														
(2) そ の 他		103	104	296	296	296	296	296	296	296	296	296	296	
支 出 計 (D)		1,083,525	1,070,237	1,071,663	1,075,735	1,076,989	1,082,281	1,090,521	1,096,513	1,101,611	1,109,893	1,117,636	1,123,786	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		162,445	159,013	134,718	126,415	119,352	113,527	99,930	89,523	81,888	73,396	59,504	51,233	
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)		488	336	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 488	△ 336	△ 650	△ 650	△ 650	△ 650	△ 650	△ 650	△ 650	△ 650	△ 650	△ 650	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		161,957	158,677	134,068	125,765	118,702	112,877	99,280	88,873	81,238	72,746	58,854	50,583	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		357,979	357,979	357,979	357,979	357,979	357,979	357,979	357,979	357,979	357,978	357,977	357,976	
流 動 資 産 (J)		1,395,502	1,365,477	1,366,134	1,338,872	1,334,020	1,265,043	1,187,900	1,153,012	1,065,976	977,238	961,186	950,791	
う ち 未 収 金		83,167	85,810	83,661	83,472	83,308	83,364	82,955	82,766	82,579	82,608	82,186	81,985	
流 動 負 債 (K)		217,881	197,843	200,734	204,784	201,568	211,187	212,659	207,255	214,785	216,110	206,327	205,978	
う ち 建 設 改 良 費 分														
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金		207,436	187,984	190,875	194,925	191,709	201,328	202,800	197,396	204,926	206,251	196,468	196,119	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,082,131	1,067,631	1,052,820	1,050,510	1,048,504	1,049,190	1,044,189	1,041,879	1,039,600	1,039,957	1,034,798	1,032,337	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)														

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		2018 (H30) 決算	2019 (R1) 決算	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
資本的 収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金	1,688	608	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	108,087	74,580	83,161	83,161	83,161	83,161	83,161	83,161	83,161	83,161	83,161	83,161
	9. その他												
	計 (A)	109,775	75,188	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	109,775	75,188	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625	84,625
	資本的 支出	1. 建設改良費	420,423	455,767	447,985	476,155	449,298	520,590	524,072	475,050	529,906	532,171	446,541
うち職員給与費		32,403	31,815	31,815	31,815	31,815	31,815	31,815	31,815	31,815	31,815	31,815	31,815
2. 企業債償還金													
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	420,423	455,767	447,985	476,155	449,298	520,590	524,072	475,050	529,906	532,171	446,541	437,611	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	310,648	380,579	363,360	391,530	364,673	435,965	439,447	390,425	445,281	447,546	361,916	352,986	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	729,231	781,716	790,271	796,923	774,719	776,379	715,999	646,953	617,421	539,234	459,230	448,990
	2. 利益剰余金処分数												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	21,362	31,375	30,140	32,701	30,260	36,741	37,058	32,601	37,588	37,794	30,009	29,197
計 (F)	750,593	813,091	820,411	829,624	804,979	813,120	753,057	679,554	655,009	577,028	489,239	478,187	
補填財源残高 (F)-(E) (G)	439,945	432,512	457,051	438,094	440,306	377,155	313,610	289,129	209,728	129,482	127,323	125,201	
他会計借入金残高 (H)													
企業債残高 (H)													

○他会計繰入金

区 分		年 度											
		2018 (H30) 決算	2019 (R1) 決算	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
収益的収支分		480	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	うち基準内繰入金	480	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		1,688	608	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
	うち基準内繰入金	1,688	608	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
	うち基準外繰入金												
合 計		2,168	1,108	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・委託料：現在長期継続契約している料金徴収等業務及び浄水場運転管理業務を引続き包括的に委託し、経費削減に努めます。その他の委託料とあわせ、過去5年平均額で見込んでいます。 ・修繕費、動力費、材料費等：いずれも過去5年平均額で見込みます。 ・職員給与費：人員体制は現状を維持することを前提とします。令和元年度決算と同額を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	現在愛知県水道広域化研究会議に参加して意見交換等を行っています。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP・PFIの導入等）	現時点で予定しているものではありませんが、従来から浄水場の運転管理や料金徴収（お客様センターの運営）等において包括的に委託しており、引き続き民間ノウハウの活用に努めます。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	整備済の配水管路図システムや整備中の施設台帳（管路以外分）の情報を活用し、アセットマネジメントの精度を高め、予防修繕等による長寿命化に活かします。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	今後の水需要の減少に伴い、水道施設の統廃合や施設規模の適正化を検討します。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	投資・財政計画（収支計画）に反映済です。
その他の取組	-

② 財源について検討状況等

料 金	投資・財政計画において収支均衡しています。経営の合理化・効率化を徹底し、安定した経営が維持できるよう、経営戦略改定（ローリング）ごとに財源と料金の検証を行います。
企 業 債	企業債残高・借入れ予定ともありません。
繰 入 金	現在消火栓設置工事の消防負担金及び児童手当について基準内繰入れを行っています。その他の繰入金の予定はありません。
資産の有効活用等による収入増加の取組	これまで資金の債券運用を行ってきましたが、現在はマイナス金利の影響で休止しています。今後の市場動向を注視するとともに、保有土地等の空間利用等を含めた資産活用の検討を引き続き行います。
その他の取組	-

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>決算状況や経営比較分析表により、毎年度進捗管理を行いません。決算が経営戦略の収支計画と乖離する等後年度に影響を及ぼす場合は、収支計画を修正します。</p> <p>全体の改定については、経営戦略において作成する収支計画をもって水道法第22条の4第2項に定める収支見通しを兼ねるために、5年毎の定期見直しを行います。</p> <p>改定にあたっては、パブリックコメント等を通じて市民の意見を聞き、議会への報告を経て、ホームページ等を通じて市民に周知する方法により行います。</p>
---------------------	---

水道事業と関連するSDGs

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際的な行動目標で、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されます。

